

岡山県笠岡市立神内小学校 いじめ問題対策基本方針

令和3年4月 策定

いじめに関する現状と課題

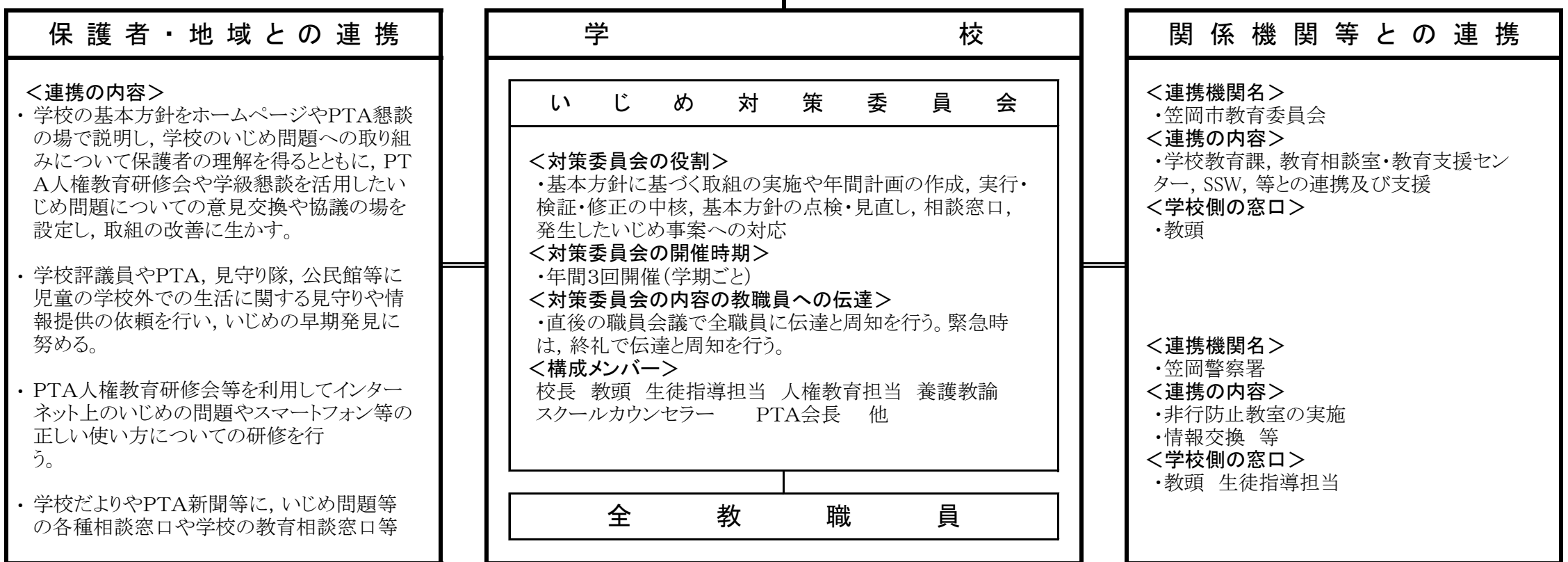
・本校は、明るく素直で落ち着いた学校生活を送ることができる児童が多い。また、異学年との温かいつながりもできている。しかし、人権に対する意識や知識が十分でないため心ない言動をとってしまったり、固定した人間関係の中で様々な問題を抱えていたりする児童もいる。また、スマートフォンやパソコンによるSNSやオンラインゲームを行っている児童もあり、正しい使い方の指導も必要になっている。このような課題を踏まえ、本校教職員は、生徒指導委員会や職員会議、日々の終礼での情報交換や研修を通して児童の実態把握を行い、共通理解のもと個に応じた指導に努めている。保護者は学校教育に協力的で、児童間のトラブルに対しても前向きに相談・対応して下さる方が多い。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校全体としての取組を推進するために、いじめ対策委員会では管理職の指導のもと、生徒指導担当が中心となり全教職員でいじめ問題の解決のための取組を行う。
 ・児童に豊かな情操と道徳心、人権意識を培い、いじめの問題を自分たちの問題としてとらえ、いじめと正面から向き合うことができるような道徳教育及び人権教育の充実を図る。
 ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 ・児童のいじめについて訴える力を育てるとともに、見て見ぬふりをせず、互いに支え合い、いじめを許さない意識の高揚を図る。

<重点となる取組>

- ・「いじめについて考える週間」等において、児童の訴える力を育てるとともに、見て見ぬふりをせず、互いに支え合う意識の高揚を図る。(未然防止)
- ・教師は、教育相談やアンケート、児童の観察等から積極的にいじめを認知するとともに、情報交換の場を設け、全職員で解消に向けて指導を行う。(早期発見・解決)



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、事例研修やSNSの現状や課題、カウンセリング等についての研修会を行う。 ・低学年も含め、全児童に情報モラル教育を実践するとともに、生活習慣や規範意識に配慮した学校生活を送ることができるようにする。 <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動やいじめについて考える週間の取組、学級活動を通して、児童のいじめについて訴える力を育てるとともに、見て見ぬふりをせず、互いに支え合い、いじめを許さない意識の高揚を図る。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(地域と保護者との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係諸機関や団体等と定期的に情報交換を行い、校外の児童の様子について把握することに努める。また、懇談やPTAの会合等を通して、保護者との連携を密にし、いじめの防止に努める。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートを定期的に実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化や行為があった場合、些細なことでも終礼で報告し、背景にある事情を調査しいじめに該当するかどうかを判断し、教職員間でいつでも早急に情報の共有ができる体制をつくる。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇談においていじめに対する啓発を行ったり、学校だよりやPTA新聞等がいじめ問題の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介をしたりする。
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。